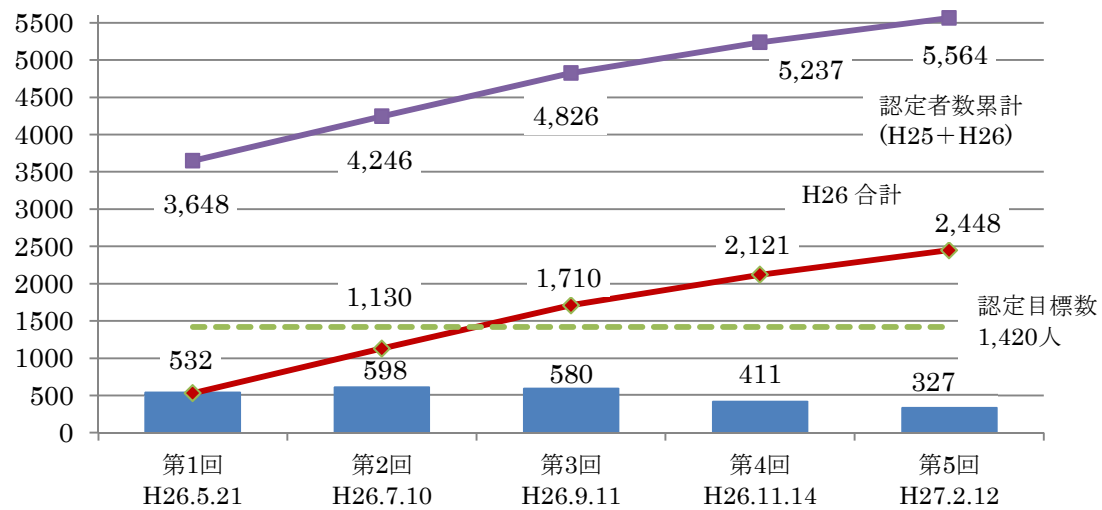


平成26年度ものづくりマイスター認定状況 (平成27年2月13日認定分まで)

1. 認定総数 5,564人 (延べ 6,308人・職種)



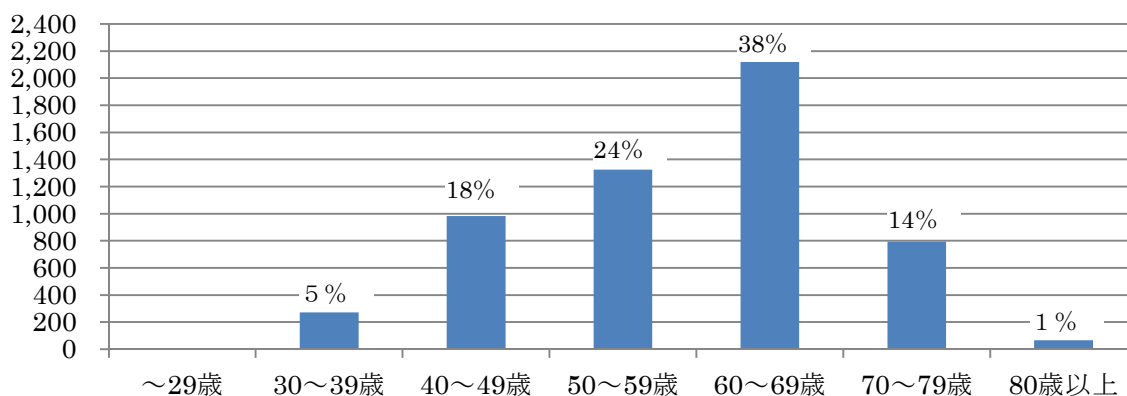
2. 認定者数の多い職種

製造系職種		建設業系職種	
職種名	人数 (延べ)	職種名	人数 (延べ)
機械加工	599人	建築大工	485人
和裁	258人	造園	373人
表装	245人	建築板金	275人
機械保全	199人	塗装	245人
仕上げ	187人	左官	239人
機械検査	137人	畳製作	238人
婦人子供服製造	136人	かわらぶき	144人
建具製作	120人	配管	127人
菓子製造	112人	とび	113人
電子機器組立て	102人	内装仕上げ施工	96人

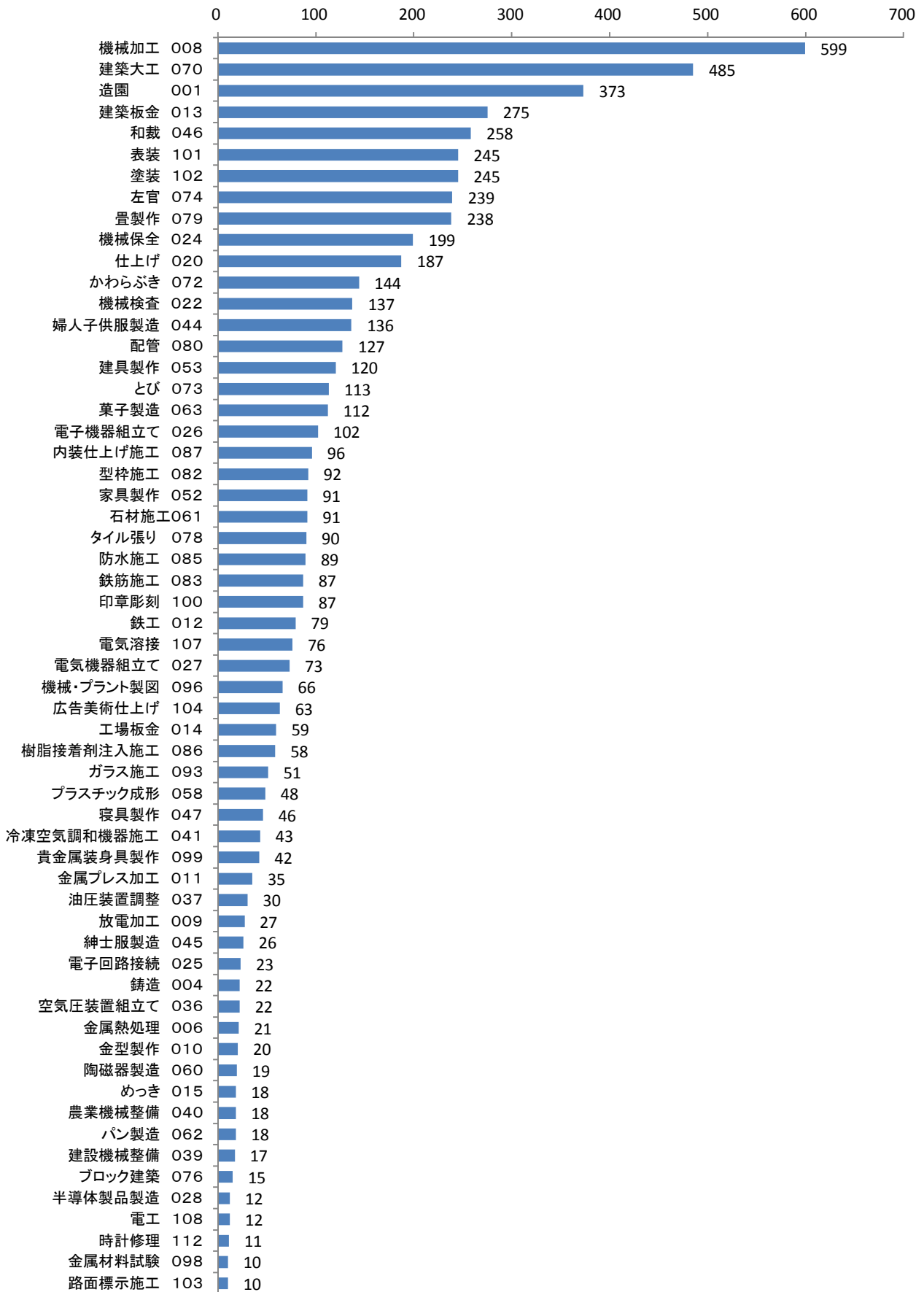
注1：同一人が複数職種で認定を受けている場合は、重複計上。

注2：認定済み職種は、99職種/112職種 (カバー率 88.3%)

3. 認定者の年齢分布



ものづくりマイスター認定状況（平成27年2月13日認定分まで）
（認定者10人以上職種）



ものづくりマイスター認定基準の見直し（平成 26 年 9 月 26 日施行）

対象職種 112 職種のうち、対応する技能検定が実施されておらず、技能五輪全国大会の成績優秀者のみが要件該当者となっているため、認定者数が少ない職種について、他の国家資格の内容等を精査し、自動車工職種及び電気職種について、以下のとおり、認定基準の改定を行った。

【参考】ものづくりマイスター認定基準（改定後・赤字が改訂部分）

ものづくりマイスターは、次の①から③までのすべての要件を満たす者とする。

① 次のアからキまでのいずれかに該当すること

ア 別表第 1 の左欄各号に掲げる職種（以下「認定対象職種」という。）の特級又は一級若しくは単一等級の技能士であること

イ 技能五輪全国大会の競技職種のうち、別表第 1 の右欄に掲げるものにおける成績優秀者（銅賞まで）

ウ 高度熟練技能者のうち認定対象職種に該当するもの

エ 卓越した技能者（現代の名工）のうち認定対象職種に該当するもの

オ 都道府県又は管内の地方自治体が行う熟練技能者表彰・認定制度のうち、被表彰者が技能検定 1 級又は単一等級と同等以上の技能を有している旨を都道府県が認定したものにより表彰・認定を受けた者であって、認定対象職種に該当するもの

カ 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 65 条の規定により、一級又は単一等級の技能検定の実技試験の免除を受けることができる者のうち認定対象職種に該当するもの

キ 別表第 2 の左欄各号に掲げる職種について、右欄に掲げる要件に該当する者

② 当該職種の実務経験が 1 5 年以上あること

③ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること

別表第 1 （略）

別表第 2

ものづくりマイスター 認定対象要件

<u>ものづくりマイスター 認定職種名</u>	<u>要件</u>
<u>(108) 電気</u>	<u>電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた、電気機器組立て職種の特級又は一級の技能士であること</u>
<u>(109) 自動車工</u>	<u>自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による一級小型自動車整備士であること</u>

平成26年度ものづくりマイスター活動状況

(単位:人日)

	活動数 (受講者延べ人数)						
		実技指導				ものづくり 体験教室等 (学校)	その他
		企業及び業界団体	高校以上の学校	公共職業訓練校			
北海道	3,122	2,599	954	1,645		506	17
青森県	432	432		120	312		
岩手県	1,296	917	430	245	242	359	20
宮城県	1,860	1,502	280	1,180	42	358	
秋田県	2,097	1,418	44	1,365	9	671	8
山形県	1,675	1,136	177	926	33	539	
福島県	1,910	540	17	523		1,370	
茨城県	1,714	1,242	292	925	25	472	
栃木県	1,220	1,006	94	684	228	214	
群馬県	6,070	4,762	149	4,269	344	1,308	
埼玉県	4,775	4,368	76	3,086	1,206	389	18
千葉県	2,980	1,656	394	710	552	1,324	
東京都	3,698	2,263	528	1,735		1,426	9
神奈川県	2,702	1,485	848	637		1,217	
新潟県	3,891	868	260	596	12	3,014	9
富山県	1,709	1,510	538	772	200	199	
石川県	4,545	2,747	693	1,884	170	1,798	
福井県	1,580	948	160	788		632	
山梨県	1,642	691	194	497		951	
長野県	3,528	3,309	2,460	819	30	219	
岐阜県	3,594	2,094	60	2,034		1,500	
静岡県	2,303	1,529	413	1,116		673	101
愛知県	3,260	2,251	1,022	1,229		1,009	
三重県	1,721	1,627	473	1,154		94	
滋賀県	2,598	1,943	1,186	607	150	655	
京都府	1,759	205	100	105		1,554	
大阪府	3,474	2,556	1,164	1,392		918	
兵庫県	4,572	3,695	118	3,577		876	1
奈良県	2,019	607	66	541		1,316	96
和歌山県	2,354	1,217	122	1,082	13	1,137	
鳥取県	1,648	1,056	789	241	26	592	
島根県	1,044	678	218	373	87	294	72
岡山県	1,744	1,573	793	780		171	
広島県	3,715	2,790	1,558	1,148	84	887	38
山口県	2,277	1,872	426	1,446		405	
徳島県	1,860	941	11	930		919	
香川県	2,621	742	168	574		1,879	
愛媛県	2,076	1,347	341	1,006		729	
高知県	772	762	157	540	65	10	
福岡県	3,696	2,746	88	995	1,663	950	
佐賀県	3,865	2,643	514	2,097	32	1,170	52
長崎県	1,228	400	6	276	118	825	3
熊本県	2,225	1,924	358	1,566		301	
大分県	1,438	1,015	266	280	469	423	
宮崎県	2,743	1,785	271	1,464	50	958	
鹿児島県	1,869	1,093	360	444	289	776	
沖縄県	2,805	732	55	677		2,073	
合計	117,726	77,222	19,691	51,080	6,451	40,060	444

「目指せマイスター」プロジェクト

ものづくりマイスターが児童・生徒さんたちにもものづくりの魅力を語りかけます！

目指せマイスタープロジェクトとは

若者の技能職への関心が薄れ、ものづくり人材が不足してきています。我が国の成長の軸となるものづくり産業が、競争力を維持し、発展するためには、これを担う人材の確保と、技能向上が不可欠であり、そのためには、まず、多くの子どもや若者に、在学段階からものづくりに興味を持ってもらうことが極めて重要です。

このプロジェクトは、こうした趣旨で、優れた技能でものづくり産業を現に担っている「ものづくりマイスター」が、児童・生徒さんに対して直接「ものづくりの魅力」を発信することで、ものづくりに関する理解を深めてもらい、さらには技能習得を図ってもらうことをねらいとしています。

併せて、児童・生徒の教育や進路指導に携わっている教育機関関係者や、その保護者に対しても、ものづくりに関する理解を深めていただくための機会を提供します。

このプロジェクトでできること(メニュー)

【小中高生へ「ものづくりの魅力」を伝える取組】

① 児童・生徒への授業

児童・生徒たちに「ものづくりの魅力」を伝えるため、ものづくりマイスターが、今の仕事をするようになったきっかけや、仕事をしていて楽しいこと・つらいことなど、自らの経験を元に児童・生徒たちに語りかけます。

この講義に併せて、製作実演やものづくり体験を行うことにより、一層効果的な授業とすることが期待できます。

② 事業所見学

ものづくりの現場や地域の公共職業訓練施設等を見学します。見学と合わせ、ものづくりマイスターによる講義(説明)も行います。(講義は必須です。)

この時、ものづくりマイスターによる製作実演を行うこともできます。

③ 先生への説明(①or②と併せて)

児童・生徒たちに「ものづくりの魅力」を伝えるにあたり、授業・講義に先立って、ものづくりや、その仕事に携わる人に関する先生方の理解を深めるための場を設けます。

④ 保護者への説明(①or②と併せて)

児童・生徒の進路決定に大きな影響のある保護者等を対象に、ものづくりマイスターが講話を行うことができます。

①の「児童・生徒への授業」と兼ねて、その授業参観として行うことも可能です。

⑤ 工業高校生等への実技指導

技能向上を目指す工業高校生等に対し、ものづくりマイスターが、技能五輪全国大会の競技課題や技能検定試験の実技課題を用いて、短期間に効果的な実技指導を行います。また、新規学卒予定者で職種選択等に課題を抱えている工業高校生等に対しても、就職促進等の観点から、実情に配慮して課題選択を行い指導します。

なお、普通科高校生であっても、ものづくり産業への就職を具体的に予定している場合には、実技指導の対象となります。

⑥ 職場体験実習

一人親方や自ら事業を営んでいるものづくりマイスターが、当該職場ならではのものづくり体験の実施を含む、職場体験実習を行います。職場体験実習は2日以上、対象者は工業高校生を含む児童・生徒です。

⑦ 製作実演、ものづくり体験教室

ものづくりへの関心を高め、ものづくりの楽しさを実感してもらうため、ものづくりマイスター等の優れた熟練技能者による製作実演や、ものづくり体験教室を実施することができます。製作実演等のみでも実施可能ですが、①の授業の一環として実施すれば、児童・生徒の理解も深まり、一層効果的なものとなりますので、こうした形での活用もご検討ください。

本プロジェクト活用のメリット・注意事項

- 都道府県技能振興コーナーでは事前に詳細な連絡調整を図り、派遣するマイスターの選定、各メニューの実施内容等について、各学校側の個別事情やご要望にきめ細かく対応いたします。
- ものづくりマイスターへの謝金、製作実演に必要となる材料、ものづくり体験教室の材料等に係る費用について、本事業費で負担することができます。
 - ・製作実演の材料費・・・5,000円以内
 - ・ものづくり体験等の材料費・・・1人当たり500円以内
 - ・工業高校生等への実技指導の材料費・・・1日あたり2,000円以内
- 人数が多い場合、事業所見学の移動に必要なバス借上料を本事業で負担することができます。(鉄道が利用できる場合はバスを使えないなどの制限がありますので、事前にご相談ください。)
- ものづくりマイスターの対象職種は全部で112職種あり、当該都道府県で認定されている方を中心に手配いたします。そのため、実施を希望する職種や日程によっては対応が困難な場合があります。実施が確定しない段階でも結構ですので、お早めに下記までご相談ください。

お問い合わせは

具体的なことにつきましては、都道府県技能振興コーナーの担当者までご連絡ください。

電話：

メール：

担当者：

授業のためのトピック・テーマ（準備シート）

以下のことについては、授業実施前に整理しておきましょう。

この内容は担当教員とも共有し、講話をどのような構成にするか、どのことについてどれくらいの時間をかけるか、どの話に重点を置くか等を検討する際の参考としてください。

➤ **仕事の内容や特色**（可能であれば、工具や製品、材料等を持ち込んで紹介）

例：何を作っているか 製品がどこで使われているか どういう作業をするか どんな人と仕事をしているか

➤ **仕事への誇り・プライド**

例：仕事する際の基本姿勢やこだわり 製品を作る際に追求していること 座右の銘を一言

➤ **仕事に就く前の自分の子ども時代**

例：どんな子どもだったか 何が好きだったか どんな友達がいる、どうい話をしたか

➤ **今の仕事に就いた理由**

例：何がきっかけだったか 他にやりたいことがあったか 仕事を始めたばかりの時どうだったか

※今の仕事を始める前に、他の仕事をしていたことがあれば、その仕事との比較や、その仕事から離れた理由等も話す材料になります。

➤ **仕事をして楽しいこと**

例：どんなときに嬉しい/楽しいか どんなときに充実している/成長していると感じるか

➤ **仕事をしてつらいこと**

例：ここまで来るまでに辛い経験があったか 今、辛いことは 辛いとき、自分にどう言い聞かせるか
辞めようと思ったことはあるか 辞めなかったのは何故か 実際辞めた経験があれば、何故戻ってきたのか

➤ **その仕事に向いていると思われるタイプ**

例：向いていることだけでなく、短所であってもハンディにならないことがあれば
(体力と努力する姿勢が必要 不器用・口下手でも構わない 工夫大好き 責任感は後から付いてくる 等)

➤ **どうしたらその仕事に就けるのか**

例：専門学校や訓練校に通う 弟子入りする 資格を取る 誰でもなれるが〇〇の努力をする …

➤ **児童生徒に向けて、仕事を考えるにあたってのアドバイス**

例：どうやって考えるか 自分はどう考えたか 誰かに相談する、人の話を聞く、本を読んでもみる 等

➤ **その他**

創! Roman

「ものづくりマイスター制度」を活用した
「担い手づくり」について語る

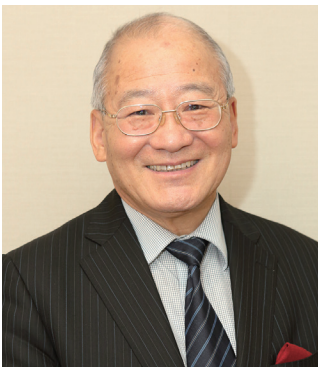
開催日：平成26年9月25日 木曜日 場所：東京ガーデンパレス「高千穂の間」

若年技能者人材育成支援等事業の一環として、平成25年度に創設した「ものづくりマイスター制度」。本シンポジウムは、幅広い職種のものづくり分野における人材確保、育成に大きく寄与することを目指し、ものづくりの基礎ともなる技術力、創造力についての基調講演と、現在までの「ものづくりマイスター制度」の活動事例、その中から見てきた今後の課題などについてのパネルディスカッションを実施しました。



第1部：基調講演

科学技術の先達に学ぶ



淑徳大学人文学部表現学科教授

北野 大氏

日本の未来のために、技術の継承を 「ものづくり」で社会貢献、人生記録

「資源」は、技術が伴って初めて成り立つものです。例えば、石油。これに蒸留技術が伴ってガソリン等の資源となります。では、人材という「資源」はどうでしょう？ 人間＝人材ではなく、「教育」という学問や「しつけ」を受けることで人材資源となります。

物理学者、本多光太郎先生の「学問のあるところに技術は育つ。技術のあるところに産業は発展する。産業は学問の道場である」という言葉は、技術には学問の裏付けが必要と

いうことを説いています。

日本の未来のために、技術の継承は重要です。工学博士、畑村洋太郎先生の「失敗学」という学問がありますが、成功の前には何倍もの失敗があるもの。この失敗の経験を共有することも、大切なことです。「創造」という仕事を通して「社会に貢献できる」「人生を記録できる」「作品を他者から評価、感謝される」喜びのために、先人達の技術・知恵を大いに活かして欲しいものです。

第2部：パネルディスカッション

～「ものづくりマイスター制度」がもたらす相乗効果について～

指導に従事するものづくりマイスター、その指導を受ける側の企業・学校、この双方をコーディネートする側というこの制度に関わる方々に加え、北野大氏にもご参加いただき、討議が行われました。



名選手は名監督、名コーチとは限らない 良い制度を定着させる工夫を

基調講演者
淑徳大学人文学部表現学科教授
北野 大 氏

昔は「仕事は盗むもの」という風潮でしたが、今の若者には山本五十六さんの言葉にあるような「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば、人は動かじ」と、褒めて育てることも必要です。企業にとって、技能指導を受ける従業員の意欲をどう高めていくのかも課題ではないでしょうか。また「名選手は名監督、名コーチとは限らない」も、よく言われていること。技能を伝える側にも課題があるわけです。素晴らしい制度なので、さらに普及させていきたいものです。



事前協議を徹底し、目標に向けたカリキュラムを作成

ものづくりマイスター
機械加工職種
常務取締役
遠藤 昭司 氏

指導のニーズを把握するために、実技指導の依頼を受けましたら、直ちに担当者と事前協議することを徹底しています。重点を置いているのは、「依頼の目的」「要望内容の確認」「これまでの授業内容」「実技内容」「関連知識」について。また、「これまでの実習内容や、それにかかった時間」「設備状況」を踏まえた上で、その場で講習内容を提案します。指導では、「質問しやすい環境」を心がけています。



講習時間の導入に苦労したが スキルアップに大いに貢献

受入企業（製造系）担当者
有限会社 小林製作所 常務取締役
小林 隆 氏

勤務時間の中でいつ、マイスターの講習を導入するのか。我が社では講習を受ける従業員とも相談して、本来休みの日である土曜日の午前中に取り組むことにしました。給与面でも、残業代、休日出勤手当といった形で組み込みました。基本的な技術を学べたことは、従業員のスキルアップにつながったと思っています。この制度を継続的に活用して個人のスキルアップを図ることは、会社の成長にもつながると感じています。



学ぶ時間を設けることで より高度な技能継承を

受入企業（建設系）担当者
有限会社 栗栖工業 労務安全部長
松村 秀治 氏

テストケースとして、技能五輪の課題をテーマに数名を受講させました。忙しい現場ですので、受講者とマイスターとのマッチングには苦労しました。技能の継承に至るまでは時間とタイミングが必要になりますが、こういった制度を使って学ぶという機会を設けると、教わる側もそれなりの対応が出来ます。忙しい現場ではなかなか詳細までを教えることが出来ませんが、時間を作って指導をすることで、より高度な技能継承が出来るのもこの制度のいいところだと思います。



教員だけでは生徒に伝わらない 知識・技能・姿勢を学べる制度

受入教育機関（製造系・建設系）
埼玉県立浦和工業高等学校 機械科教諭
宇田川 悟史 氏

我が校では、生徒が目標に向かって頑張れるようにと、平成23年度から技能検定を導入しました。「ものづくりマイスター制度」も、生徒の技能検定合格という目標達成の一助になればという思いから活用に至りました。技術に自信のない生徒を中心に講習を受けさせたのですが、マイスターの技に目が輝き、技能向上はもとより、前向きさや積極性、道具を丁寧に扱うなど作業への取組姿勢にも変化が見られました。教員側にとっても、加工方法や手順など現場に近い内容が学べ、参考になっています。



悩みを理解したマッチングで 適任のマイスターを派遣

技能振興コーディネーター
大阪府技能振興コーナー
林田 和也 氏

技能検定業務に32年間携わり、昨年度より「ものづくりマイスター制度」の立ち上がりから、コーディネート業務を兼務しております。昨年度は12件、今年度は9月の時点で22件をコーディネートしました。企業・学校とマイスターのマッチングでは、ニーズの詳細、社員構成や製造物、設備、また学校であれば実習内容を確認した上で適任となるマイスターを設定します。コーディネートには、派遣先となる企業、学校のお悩みを理解することも大切だと思っています。

厚生労働省ものづくりマイスターのシンボルマーク



- ものづくりマイスター制度及びものづくりマイスターの認知度をさらに向上させ、ものづくりマイスターがより活動しやすい環境を醸成する観点から、シンボルマークを策定して周知広報を図る。
- デザインは一般公募を行い、決定
 - 募集期間：平成26年7月1日～8月29日
 - 応募総数：148点
- ものづくりマイスター、厚生労働省、中央技能振興センター、地域技能振興コーナー、上記の他、厚生労働省が使用を認めた方が使用可能。
用途の一例：ものづくりマイスターの名刺、シール、広報用印刷物、テキスト等の紙・紙製品等、腕章、バッジ、キーホルダー等

【シンボルマークを活用した腕章の着用例】



【シンボルマークを活用したワッペン（バッジ）の着用例】



デザインの趣旨：「継承される技能」

ものづくりマイスターの「M」の字をモチーフに、2名の人が居るマークになっている。

左側は手を動かし研鑽を積んで成長している若年技能者、右側はマイスターを表しています。

技能検定制度等に係るポータルサイト「技のとびら」の内容充実

- 厚生労働省、中央職業能力開発協会、指定試験機関をはじめとする技能検定制度関連機関へのリンクにより、必要な情報に容易にアクセス可能
- 技能検定制度合格発表時に、各都道府県庁合格発表サイトへのリンク集を掲載
- 競技大会の結果についての情報サイトともリンク
- 小中学生が親しめ、楽しみながら興味深く調べられるようにコンテンツを平成26年度に開発
- 平成26年度は20万件超のアクセス数を達成

